

令和7年6月4日制定

鳥取県建築工事設計図書作成基準

鳥取県総務部営繕課

鳥取県建築工事設計図書作成基準

第1章 総則

1.1 目的

この基準は、建築工事の図面及び特記仕様書（以下「図面等」という。）の作成に際し、基本的な事項について定め、もって書式及び表示を統一することにより、業務の効率化を図ることを目的とする。

1.2 適用範囲

(1) この基準は、営繕工事における建築工事の図面等の作成に適用する。

第2章 基本事項

2.1 一般事項

- (1) 図面等に使用する材料、施工方法等の名称は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）及び公共建築木造工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）の記載のとおりとする。
- (2) 図面等には、標準仕様書で規定されている事項は記載しない。ただし、標準仕様書にて特記することとしている事項、標準仕様書に規定されていない材料や施工方法等を用いる場合及び標準仕様書の規定を打ち消す場合は、その旨を記載する。
- (3) 図面等に使用する表示記号は、3.6に記載のとおりとする。ただし、表示記号が規定されていない場合は、適宜表示記号を定めて、凡例等にその旨を記載する。
- (4) 図面等に使用する単位記号は、国際単位系（S I）による。

2.2 CADによる作図

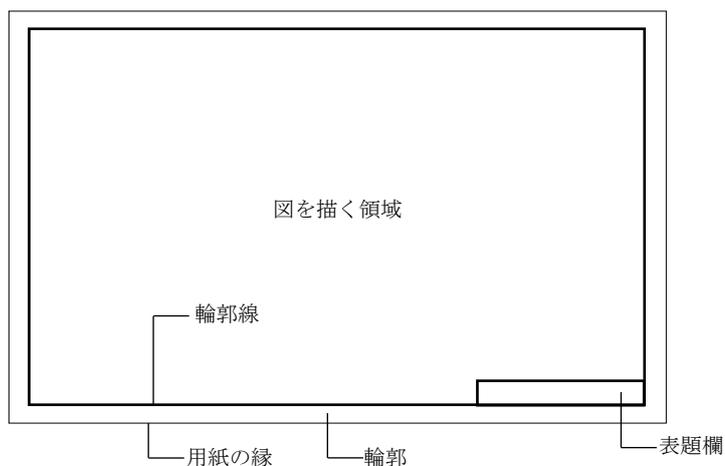
- (1) 図面等は、CADにより作成することとし、1図面1ファイルとする。ただし、文字情報が主の特記仕様書等の作成については、ワープロソフト、表計算ソフト等を用いてもよい。
- (2) CADデータは、円滑な利活用が行えるよう「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン（営繕関係工事）」のCADの保存形式に対応したものとする。

第3章 基本製図

3.1 用紙

- (1) 原図の用紙サイズは、JIS Z 8311（製図一製図用紙のサイズ及び図面の様式）によるA1、A2又はA3とする。
- (2) 用紙は、長辺を横方向で使用する。

(3) 用紙には、次のとおり輪郭及び表題欄を設ける。

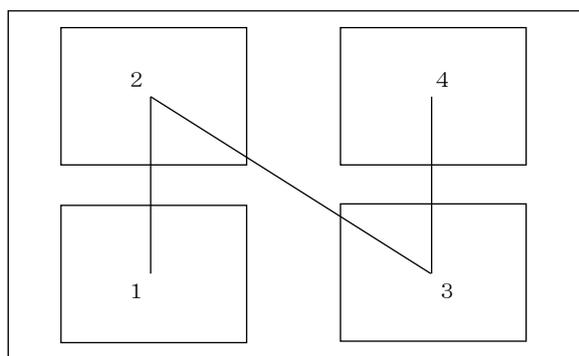


(4) 図の配置は、次のとおりとする。

- 1) 平面図、配置図、案内図等は、図の上方を北とする。
- 2) 立面図、断面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。これにより難しい場合は、上下方向を図面の左右方向に合わせ、左を上とする。

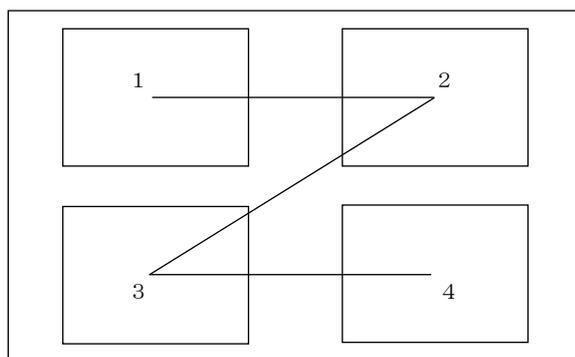
(5) 2面以上の平面図、展開図、伏図等を同一用紙内に記入する場合の配置は次による。

- 1) 平面図、伏図等の場合（数字は、最下階から上階の順を示す。）



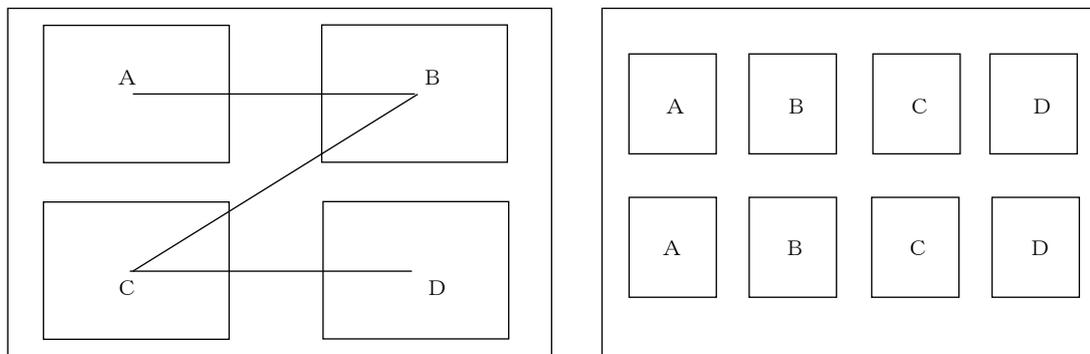
- 2) 立面図等の場合

(数字は方位等を示す。任意の立面図等を1の部分に記載し、以降は北西南東の順とする。)



3) 展開図等の場合 (下図のいずれか)

(アルファベットは、展開図記号の順 (平面図の上をAとし、時計回りに付す。) を示す。)



3.2 文字

- (1) 文字の種類は、漢字、かな、アラビア数字及びローマ字とし、外来語はカタカナとする。
- (2) A1サイズ用の紙に記載する文字の大きさは、次による。

単位 [mm]

文字パターン	文字高さ	文字幅	備考
一般	4.0 以上	3.5 以上	寸法、引出文字共
タイトル	10.0 以上	8.0 以上	

3.3 線

- (1) 線種は、次の5種類とする。

実線	—————
破線	- - - - -
点線
一点鎖線	- · - · - ·
二点鎖線	- · - · - ·

- (2) A1サイズの用紙に記載する線幅は、極太線、太線及び細線の3種類とし、次の組合せのいずれかとする。

	組合せ1	組合せ2
極太線	0.7mm	0.5mm
太線	0.35mm	0.25mm
細線	0.18mm	0.13mm

- (3) ハッチングを施す線の間隔 (中心距離) は次のとおりとする。

- 1) 平行線の場合は、その線間隔を線の太さの3倍以上とする。

2) 密集する交差線の場合は、その線間隔を線の太さの4倍以上とする。

3.4 尺度

(1) 尺度（原寸及び縮尺）は、13種類とし、次のように表示する。

1 / 1	1 / 10	1 / 100	1 / 600
1 / 2	1 / 20	1 / 200	
1 / 3	1 / 30	1 / 300	
1 / 5	1 / 50	1 / 500	

(2) 尺度の記入箇所は、各図又は表題欄とする。

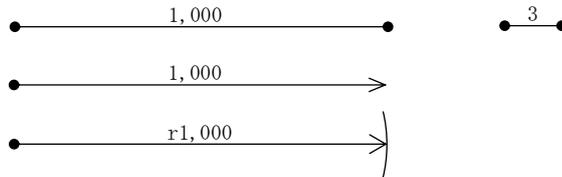
3.5 寸法等の表示

(1) 単位は、ミリメートルとし単位記号は省略する。ただし、ミリメートル以外の場合
は、その単位記号を記載する。

寸法は、次のように表示する。

1,260 450 5.5 103.7m

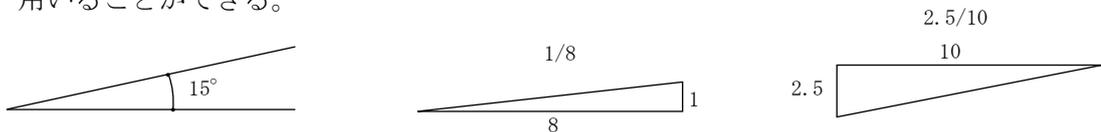
(2) 寸法は、寸法線に添えて横書きするものとし、次のように表示する。



(3) 切断線は、次のように表示する。



(4) 角度及び勾配は、度又は正接を用い、次のように表示する。正接による場合は、一般に分子を1とした分数を用いる。ただし、屋根勾配には、分母を10とした分数を用いることができる。



(5) 基準線は、基準階柱心とし、一点鎖線を用いる。

(6) 柱列記号は、図の左下隅を原点とする。

3.6 表示記号

(1) 平面表示記号は、次による。

1) 縮尺1/100及び1/200の図面に用いる平面表示記号は、別表1による。

- 2) 別表 1 に記載のないものについては、尺度に応じ実形を表示し、所要の説明を記載する。
- (2) 材料構造表示記号は、次による。
- 1) 材料構造表示記号は、別表 2 による。
 - 2) 別表 2 に記載のないものについては、尺度に応じ実形を表示し、所要の説明を記載する。
 - 3) 表示記号による表示長さが長い場合は、端部のみ記載し、中央部は省略することができる。
 - 4) 同一図においては、異なる尺度の表示記号を混同して使用しない。
- (3) 建具開閉表示記号は、次による。
- 1) 建具開閉表示記号は、別表 3 による。
 - 2) 別表 3 に記載のないものについては、実形に応じた建具開閉表示記号を表示し、所要の説明を記載する。

第 4 章 建築製図

4.1 一般事項

- (1) 工事内容は簡潔に表現し、複数の図を同一用紙に記載できる場合は、図面の集約を図る。
- (2) 図面間における記載事項の重複及び不整合を避ける。
- (3) 建物が複数棟ある場合は、棟別に必要な図面を作成する。
- (4) 図面は、工事発注区分（以下「工事区分」という。）ごとに取りまとめ、他工事との工事区分を明示する。
- (5) 製造業者名、製品名及びそれらが特定される内容は、記載しない。
- (6) 標準仕様書に規定されていない材料、施工方法等を用いる場合は、性能、構造、工法等を具体的に図示するものとし、必要に応じて詳細図等を作成する。
- (7) CAD のレイヤ分類等は次による。

分類	項目	レイヤ名（レイヤ内容）
作図 補助 要素	1 枠・心・寸法	図面枠
		図中枠・表題欄
		基準線
		柱列記号
		補助心
		寸法線、寸法文字
	2 文字・記号	室名
		文字
		材料構造表示記号
		その他記号
	3 その他作図線	補助図形・線
		ハッチング
		見上げ線

		見え掛り線
		割付線
		その他作図線
意匠要素	4 躯体・間仕切 下地	砂利地業（わく）
		柱（下地）
		躯体壁（下地）
		梁その他（下地）
		間仕切（下地）
	5 仕上げ	柱（仕上げ）
		壁（仕上げ）
		パーティション
		階段
	6 建具	その他仕上げ
		窓・ガラリ（枠）
		窓・ガラリ
		窓・ガラリ（軌跡）
		とびら・戸・シャッター（枠）
	7 敷地・外構	とびら・戸・シャッター
		とびら・戸・シャッター（軌跡）
		敷地境界線
		敷地外要素
		外構工作物
		排水設備
	8 家具・設備	舗装
植栽		
家具本工事		
家具備品		
衛生設備機器		
構造要素	9 鉄筋コンクリート造	昇降機設備機器
		その他設備
		基礎・柱・壁（断面線）
		大梁・小梁・床版
	10 鉄骨造	ハッチング（上り、下り）
		鉄筋
		基礎・柱・壁（断面線）
		大梁・小梁・床版
	11 木造	ハッチング（上り、下り）
		鉄筋、アンカーボルト
		基礎・柱・壁（断面線）
		大梁・小梁・火打ち・床版
		ハッチング（上り、下り）
		鉄筋、アンカーボルト、金物

(8) 設定したレイヤの「レイヤ名（レイヤ内容）」、「線種」、「色」及び「線幅」についてレイヤリストを作成する。

4.2 図面等の順序、名称等

(1) 図面等の順序、名称等は次による。改修工事及び設計変更における図面等は、工事の対象部分に限定することができる。なお、同一用紙に2以上の異なる図を記入することができる。

基本設計及び実施設計欄の○印は、それぞれにおいて作成する図面等を示す。

順序	図面等の名称	基本設計	実施設計	尺 度	備 考
1	表紙	○	○		
2	図面目録		○		図面枚数が少ない場合は表紙と組み合わせることができる。
3	特記仕様書	○	○		4.3による。
4	工事区分表		○		特定の同一部位に対し、複数の契約工事による施工が行われる場合に作成する。
5	敷地案内図	○	○		尺度は、特定行政庁で定めている場合は、それによる。
6	敷地求積図	○	○		
7	敷地現況図		○		敷地の現況と配置計画後の敷地形状が大きく異なる場合等に作成する。尺度及び方位は配置図と合わせる。
8	配置図	○	○	1/100 又は 1/200	1/300、1/500 又は 1/600 を用いることもできる。
9	面積表及び 求積区	○	○		
10	仕上表	○	○		
11	平面図	○	○	1/100 又は 1/200	
12	立面図	○	○	1/100 又は 1/200	
13	断面図	○	○	1/100 又は 1/200	
14	矩計図		○	1/30 又は 1/50	
15	平面・断面・ 部分詳細図		○	1/30 又は 1/50	1/2、1/3、1/5、1/10 又は 1/20 を用いることもできる。
16	展開図		○	1/30 又は 1/50	詳細図と組み合わせることができる。
17	天井伏図		○	1/100 又は 1/200	
18	建具位置図		○	1/100 又は 1/200	平面図と組み合わせることができる。
19	建具表		○	1/50 又は 1/100	
20	工作物等詳 細図		○		配置図と組み合わせることができる。
21	外構詳細図		○		配置図と組み合わせることができる。
22	植栽図		○		配置図と組み合わせることができる。
23	仮設計画図		○		仮設計画を指定明示する場合に作成する。
24	構造関係共 通事項		○		
25	基礎伏図		○	1/100 又は 1/200	1/10、1/20、1/30 又は 1/50 を用いることもできる。
26	各階床伏図		○	1/100 又は 1/200	1/10、1/20、1/30 又は 1/50 を用いることもできる。 小屋伏図を含む。
27	軸組図		○	1/100 又は 1/200	1/10、1/20、1/30 又は 1/50 を用いることもできる。

28	部材断面リスト図		○	1/30 又は 1/50	1/2、1/3、1/5、1/10 又は 1/20 を用いることもできる。
29	構造詳細図		○	1/30 又は 1/50	1/2、1/3、1/5、1/10 又は 1/20 を用いることもできる。 標準的な仕様については、特記仕様番、構造関係共通事項等、その他の図面等への記載をもって代えることができる。
30	使用構造材料一覧表		○		標準的な仕様については、特記仕様者、構造関係共通事項等、その他の図面等への記載をもって代えることができる。
31	基礎・地盤説明書		○		基礎伏図、各階床図等、その他の図面等への記載をもって代えることができる。
32	施工方法等計画書		○		特記仕様、構造関係共通事項等、その他の図面等への記載をもって代えることができる。

4.3 特記仕様書の作成

(1) 特記様書に記載する事項は、次による。

1) 新営工事の場合

- ・ 工事名称
- ・ 工事概要
- 工事場所
- 敷地面積
- 工事種目

- ・ 建築工事仕様

2) 改修工事の場合

- ・ 工事名称
- ・ 工事概要
- 工事場所
- 敷地面積
- 工事種目
- 工事内容

- ・ 建築改修工事仕様

(2) 工事概要の記載方法は、次による。

1) 工事場所は、登記上の地名及び地番を記載する。

2) 工事種目は、建物、工作物及び立木竹の順序で次により記入する。

なお、工事範囲を指定する必要がある場合は工事範囲を記載する。

① 建物については、その名称、構造、階数、工事種別、数量及び面積をそれぞれこの順序に記載する。

② 工作物及び立木竹については、その名称、構造（立木竹等を除く）、工事種別及び数量をそれぞれこの順序に記載する。

3) 工事種目の各細目の記載方法は、次による。

① 構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、軽量鉄骨造、木造等と記載することとし、略号を用いない。

② 階数は、地上階の数を何階建と記載する。ただし、1階建の場合は平屋建と記載する。なお、地階又は塔屋を含む場合は「(地下何階・塔屋何階)」と付記する。

③ 数量は、建物についてはその棟数を、工作物については箇所数を、立木竹についてはその本数又は「一式」と記載する。

- 4) 建物の面積については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による面積を記載することとし、その記載方法は次による。
- ① 建築基準法による面積は、建築面積及び延べ面積とし、1 棟を単位として記載する。延べ面積は、各階面積及び合計面積を記載する。
 - ② 同じ敷地内に規模及び内容を同じくする建物が 2 棟以上ある場合は、それらの合計面積及び 1 棟の面積を記載する。この場合、1 棟の面積については、①に基づいた内訳を記載する。
 - ③ 面積の表示は、単位を平方メートルとし、小数点以下第 2 位までとし、第 3 位以下を切り捨てる。
- (3) 建築工事仕様及び建築改修工事仕様の記載方法は、次による。
- 1) 当工事に適用する標準仕様書を記載する。
 - 2) 電気設備工事及び機械設備工事を建築工事を含む場合は、電気設備工及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する旨を記載する。
 - 3) その他、次の事項を記載する。
 - ① 一般共通事項
 - ② 標準仕様書にて特記することとしている事項
 - ③ 標準仕様書に規定されていない材料
 - ④ 特記仕様書にて標準仕様書の記載事項を打ち消す場合のその旨

第 5 章 改修工事における図面等の作成

5.1 一般事項

- (1) 対象部分には、取外し、再取付け、撤去又は新設のいずれかを明示する。
- (2) 対象部分は、寸法とともに図示する。
- (3) 各図面における対象部分の明示方法は、原則として別添図 1 による。（他の明示方法を否定するものではないが分かりやすい表現に努めること。）

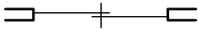
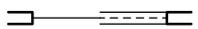
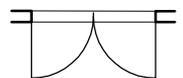
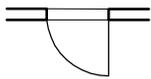
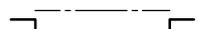
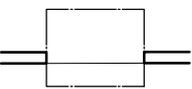
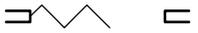
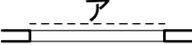
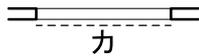
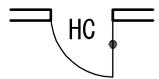
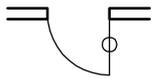
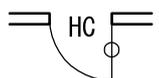
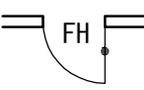
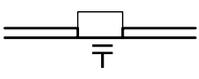
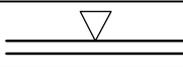
第 6 章 設計変更における図面等の作成

6.1 一般事項

- (1) 変更対象部分には「原設計」及び「変更設計」の区分を明示し、原設計のみで構成される場合は、「取りやめ」、変更設計のみで構成される場合は「追加」と記載する。
- (2) 変更特記仕様書には、工事名称、工事概要、建築工事仕様及び変更内容を記載する。
 - 1) 工事概要の記載事項は、4. 3. (2) による。ただし、工事種日の工事種別には「変更一式」と記載する。
 - 2) 建築工事仕様及び建築改修工事仕様には次のとおり記載する。
「図面及び変更内容に記載されていない事項は原設計による。」
 - 3) 変更内容は、工事種日ごとに明瞭かつ簡潔に記載する。

別表1 平面表示記号

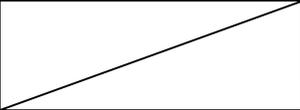
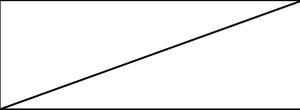
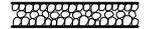
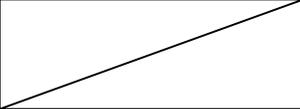
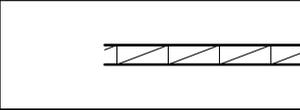
表示事項		表示記号	表示事項	表示記号	
方位	矢印方向は北を示す。		展開図記号		
敷地境界			吹抜け		
敷地石一段			エレベーター		
ベンチマーク			小荷物専用昇降機		
出入口			点検口		
ルーフドレン			建具符号		
縦どい			出入口一般		
スロープ 昇り表示	最上階		階段 昇り表示	最上階	
	一般階			一般階	
	最下階			最下階	
両開き扉			両引き戸		
親子扉			片引き戸 (I)		
片開き扉			片引き戸 (II)		

表示事項		表示記号	表示事項	表示記号	
引違い戸			窓一般		
引込戸			両開き窓		
雨戸			片開き窓		
シャッター			引違い窓		
オーバーヘッドドア			はめごろし窓 回り出し窓 すべり出し窓 内外倒し窓 つぎ出し窓 上げ下げ窓 パラン		
折戸					
アコーディオンドア			シャッター付き窓		
格子付き窓			ブラインド付き窓		
網戸付き窓			カーテン付き窓		
ドアクローザー	ストップあり		ヒンジクローザー	ストップあり	
	ストップなし			ストップなし	
フロアヒンジ	ストップあり		郵便受け		
	ストップなし		室名札	持出	
		平付			

表示事項		表示記号	表示事項	表示記号
室名表示 (カッティングシート)			分電盤	
ピクトグラフ	持出		端子盤	
	平付			
誘導標識 黒印は避難方向を示す。			誘導灯	
非常用進入口			煙感知器	
側溝 必要に応じ型(L, U, V)を 記入する。 矢印は流水方向を示す。			熱感知器	
排水管 管径及び管種を略号で記 入する。 矢印は流水方向を示す。			自動閉鎖装置	
コンクリート 舗装目地	突付け		連動制御器 操作部を有するもの	
	収縮			
法面			屋内消火栓	
ボーリング位置			屋外消火栓	地上式
				組込形
排水柵	一般		量水器	
	雨水		ガスメーター	
	汚水			
	トラップ		電気マンホール	
	公共			
困障一般 材種を記入する。			電気ハンドホール	
縁石				

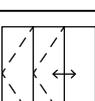
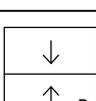
別表2 材料構造表示記号

表示事項	表示事項		
	縮尺1/100又は1/200程度の場合	縮尺1/10、1/20、1/30、1/50程度の場合	原寸及び縮尺1/2、1/3、1/5程度の場合
鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート			
鉄骨			実形に準じて表示する。
A L C			実形に準じて表示する。
コンクリートブロック壁			実形に準じて表示する。
軽量鉄骨下地間仕切壁(一般)			実形に準じて表示する。
軽量鉄骨下地間仕切壁(遮音)			実形に準じて表示する。
左官仕上げ			
石材又は擬石			
タイル			
木造壁(大壁)			実形に準じて表示する。
既製間仕切	スタッド式		実形に準じて表示する。
	パネル式		
	スタッドパネル式		
木材		構造材 補助構造材 化粧材 構造材 補助構造材 化粧材 集成材 合板	

表示事項		表示事項	
		縮尺1/100又は1/200程度の場合	縮尺1/10、1/20、1/30、1/50程度の場合 原寸及び縮尺1/2、1/3、1/5程度の場合
畳			
保温・断熱吸音材			
防水層			
リブラス・メタルラス及びワイヤラス			
成形緩衝材			
地盤			
砂利・砂・碎石			
割り石			
れんが			実形に準じて表示する。
コンクリート打増し			
伸縮目地材			
鉄筋	D10		•
	D13		×
	D16		∅
	D19		●
	D22		○
	D25		⊙
	D29		⊗
	D32		⊕

表示事項		表示事項		
		縮尺1/100又は 1/200程度の場合	縮尺1/10、1/20、 1/30、1/50程度の場合	原寸及び縮尺1/2、1/3、 1/5程度の場合
高力ボルト (F10T)	M12	/		●
	M16			●
	M20			●
	M22			✳
	M24			✳
溶融亜鉛 めっき 高力ボルト (F8T)	M16	/		
	M20			+
	M22			✳
	M24			✳
普通ボルト	M12	/		○
	M16			Φ
	M20			Φ
	M22			✳
	M24			✳
梁貫通孔	50	Φ	/	
	75	✳		
	100	+		
	125	✳		
	150	Φ		
	175	✳		
	200	≡		
	225	✳		
	250	Φ		
	275	✳		
	300	≡		
	325	✳		
	350	Φ		
	375	✳		
400	≡			

別表3 建具開閉表示記号

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
両開き		アコーディオンドア	
親子		回転	縦軸 
片開き			横軸 
両引き		はめころし	
引違い		すべりだし	縦軸 
片引き (I) 片面がFIXのとき			横軸 
片引き (II)		内倒し	
引込 壁内に戸袋がある場合		外倒し	
シャッター		つきだし	
オーバーヘッドドア		上げ下げ	
折戸 表示は片引き2枚折戸を示す		バランス	

→印は開き方向を示す。